

船橋屋ビジョン運営規約

第 1 条(定義)

- (1) 『本ビジョン』とは、那覇市松尾 1 丁目 1 番 1 号昌ビル屋外に設置の広告用大画面ビジョンをいいます。
- (2) 本ビジョンの名称は、ネーミングライツ取得者が命名した名称を『公表名』として使用します。
- (3) 『当社』とは、本ビジョンの管理運営者の株式会社 Mh 沖縄をいいます。
- (4) 『広告主』とは、本ビジョンによる放映または本ビジョンのネーミングライツ取得を当社に依頼する法人または個人をいいます。
- (5) 『代理店』とは、当社が本ビジョン広告の販売および販売に付随する業務を委託した業者をいいます。
- (6) 『広告コンテンツ』とは、広告主の依頼により本ビジョンで放映する CM または放送番組映像をいいます。
- (7) 『本契約』とは、本運営規約、主に当社ホームページに掲載する本運営規約の細則および広告主と当社が本ビジョンへの広告掲載に関して別途締結する個別契約の総称をいいます。

第 2 条(総則)

- (1) 本規約は、本ビジョンに関する基本的な運営方法および広告主の遵守すべき事項を定めたものです。
- (2) 第 1 条第 6 項の運営細則および個別契約は、本規約の一部を構成するものとします。
- (3) 広告主は、本ビジョンへの放映を当社または代理店に申し込むことによって、本規約を許諾したものとみなします。
- (4) 広告主は 当社が、第 3 条の広告禁止事項のほか当社が定める広告媒体の規格との適合、法令等に照らして、広告主を選定し、広告コンテンツの可否、広告デザインの適否等を審査すること、およびその審査結果に従うことを承諾するものとします。
- (5) 広告主は、放映された広告によって第三者または当社が損害を受けた場合、当社の故意または重大な過失に起因するものを除いて一切の責任を負うものとします。
- (6) 広告主は、本ビジョンの放映の権利の全部または一部を第三者に譲渡することはできません。
- (7) 本ビジョンのネーミングライツに関しては、当社と広告主との個別契約により定めませんが、個別契約に定めのない事項については、本規約を準用します。

第 3 条(広告禁止事項)

以下に該当する広告主または広告コンテンツについては、本ビジョンでのお取り扱いはできません。

- (1) 広告の責任の所在、内容・目的等が不明確なもの、または権利関係や取引実態が明らかでないもの
- (2) 法律、政令、省令、条例、条約等で放映が禁止されているもの、または法律によって表示が定められている警告表示等がないもの
- (3) 公序良俗に違反またはその恐れがあるもの
- (4) 公平・客観的な根拠がなく、許容され得ない誇大広告
- (5) 医療、医薬品、化粧品、健康食品において、法令等の承認する表示範囲を逸脱しているもの
- (6) 風俗営業、暴力団等の反社会的勢力に関するもの、またはその活動を助長する恐れのあるもの
- (7) 社会秩序を乱す次のような表現、またはその行為を助長する恐れがあるもの
 - ① 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるもの
 - ② 性に関する表現が露骨で猥褻なもの
 - ③ 賭博性の高いもの
 - ④ 犯罪的な行為に結びつくもの、または誘発するもの
- (8) 児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
- (9) 宗教団体の勧誘または、布教活動にかかわるもの
- (10) 人種、民族、身分・地位、地域、職業、性別、病気・障害などについて差別するもの、セクシュアルハラスメントなど、人権を侵害する恐れのあるもの
- (11) 第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの
- (12) 第三者の信用棄損、業務妨害などの恐れのあるもの
- (13) 第三者の名誉、プライバシーまたは肖像権等の人格的権利を侵害するもの
- (14) 当社の社会的評価または本ビジョンの品位を低下させると認められるもの
- (15) その他本ビジョンの属する自治体、ビル所有者または当社が不適当と認めたもの

第 4 条(放映条件)

- (1) 本ビジョンの放映は、下記によります。
 - ① 放映時間は、通常午前 7 時より午後 11 時までの 1 日 16 時間とします。
 - ② 放映日数は、年間 350 日以上とします。
 - ③ 放映サイクルは、1 時間を 1 サイクルとし、繰り返し放映します。
 - ④ 台風などの悪天候等やむを得ない事情により本契約で定めた時間帯に放映できない場合は、当該放映中止時間相当分を他の時間帯に代替放映することによって、本契約に基づく放映とみなすものとします。

- (2) 以下の事項は、原則として当社が定める申込書等により、個別契約で定めます。
- ① 放映期間
 - ② 放映期間中の放映回数。
 - ③ 前第 1 項に定めのないスポット放映または時間の延長等の特別編成。この場合、放映時間の編成は、当社において調整して決定します。
- (3) 以下の運営細則は、原則として当社のホームページ上または案内用冊子等によりご案内します。
- ① 放映料金およびお支払方法
 - ② 広告原稿の出稿媒体の種類および規格
 - ③ 本ビジョンの一時休止に関する事項

第 5 条(放映の申込み)

- (1) 本ビジョンへの放映を希望する広告主は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、当社または代理店に申し込んでください。
- (2) 当社は、第 2 条第 4 項に従って申込内容を審査のうえ放映の諾否を決定し、広告主に通知します。なお、当社は、諾否の理由についての説明義務は負いません。

第 6 条(放映料金および支払い方法)

- (1) 本ビジョンの放映料金については、当社ホームページ上または案内用冊子に掲載します。
- (2) 支払時期は、原則として契約期間中の料金を前払いするものとします。
- (3) 支払方法は、前条第 2 項の広告掲載決定後に当社または代理店より'広告主にお知らせします。

第 7 条(契約の中途解除)

- (1) 広告主が第 5 条第 2 項において放映の許諾通知を受理した後、特段の事情により放映を解除しようとするときは、書面またはメール等記録が残るものにより本契約の解除の旨および解除事由を当社に通知し、当社が了承した時に解除されます。
- (2) 当社は、広告主に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、広告主に何らの通知がなくても本契約を解除することができるものとします。
 - ① 本契約の定めに違反したとき
 - ② 営業許可の取消し、営業停止などの処分を受けたとき
 - ③ 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき
 - ④ 支払停止または支払い不能の状態に至ったとき

- ⑤ 破産開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てを受けたとき
 - ⑧ 営業の廃止もしくは変更または合併もしくは解散の決議をしたとき
 - ⑦ 財産状態が極めて悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由のあるとき
- (3) 当社は、ビジョンシステムの重大な損傷等により本ビジョンの運営が長期的に困難となったとき等、やむを得ない事由で契約を解除する場合は、広告主にその旨を通知のうえ本契約を解除させていただきます。
- (4) 中途解約の場合の、前払放映料金は以下により取扱います。
- ① 前第1項および第2項の広告主に起因する解除の場合は、代金の返金はいりません。
 - ② 前第3項の天変地異または当社に起因する場合は、契約の残期間に応じた月割りで計算した代金(1カ月未満は切捨て)を速やかに広告主に返金します。

第8条(原稿の入出稿)

広告コンテンツ原稿の提出、修正・変更する場合の方法および放映後の原稿返却等放映原稿の入出稿に関する手続きは、運営細則で定めるものとします。

第9条(著作権)

広告コンテンツに含まれる著作権を含む知的財産権等は、当該広告コンテンツが本ビジョンに掲載された時点で、広告主において著作権等の処理を完全に完了しているとみなします。

第10条(機密保持)

- (1) 広告主は、本契約によって知得した当社の営業上、技術上、その他業務に関する一切の情報を、本契約終了後においても、第三者に開示、提供または漏洩してはならず、また本契約の目的以外に使用してはならないものとします。
- (2) 当社は、本契約によって知得した広告主の営業上、技術上、その他業務に関する一切の情報および個人情報に関する法律、その他個人情報の保護に関する法令等で定める個人情報を、機密情報として保護・管理いたします。

第11条(稼働休止)

- (1) 本ビジョンは、システムまたは所属建築物のメンテナンスの必要から、定期的または計画的に運営を休止することがあります。この場合当社は、予めその内容をホームページ等で告知し、当該広告主と協議のうえ代替時間帯に放映します。
- (2) 本ビジョンが、臨時のメンテナンス、停電、システムの障害、台風などの悪天候等により放映が困難となった場合並びに災害時の緊急放送等が必要となった場合等やむを得ない事情で一時的に放映を休止する場合、当社は、後日当該広告主に報告のうえ、対応策を協議します。

第 12 条(免責事項)

- (1) 本規約の条項にかかわらず、広告主との本契約履行時点で管理可能範囲を超えたシステム上の不具合、天災、事変、原因不明のネットワーク障害、その他不可抗力によって業務の妨げが生じた場合、当社は、当該不履行に基づく責任を免除されるものとします。また、代理店についても同様とします。
- (2) 広告主は、本ビジョン広告により第三者に対して訴訟、係争、クレーム等の紛争等が生じた場合は、当社に起因するものを除いて広告主の責任と費用において当該紛争等の処理解決を図るものとします。

第 13 条(損害賠償)

- (1) 広告主は、広告主による本契約の違反、故意または過失等により当社に損害を与えた場合には、本ビジョン放映の有無にかかわらず、現実が発生した損害を負担するものとします。
- (2) 広告主は、以下の場合は放映料として支払った料金の範囲で、当社に損害の賠償を請求できるものとします。ただし、広告主が損害賠償請求をし得ることとなった日から 3 カ月を経過する日までに当該損害請求をしなかった場合は、当社に対して請求を行う権利を失うものとします。
 - ①)第 4 条第 1 項 1 号の代替放映が契約上の放映時間を下回った場合は、不足時間相当分の放映料金
 - ② 当社に起因して放映に不備が生じ、広告主に損害が発生した場合は、現実が発生した損害額。

第 14 条(規約の変更)

- (1) 本規約の内容に変更が必要な場合、当社は、予め当社ホームページで変更内容および変更日を告知するほか必要に応じて直接広告主に通知いたします。
- (2) 前第 1 項でやむを得ず予告なしに本規約を変更する場合は、ホームページ上で掲載した日より 1 週間を経過した日をもって当該変更を実施したものとします。

第 15 条(通知)

- (1) 本規約は、当社ホームページまたは案内用冊子の一部として広告主に通知します。
- (2) 本規約の変更等本ビジョンの運営に関する重要事項は、原則として当社のホームページ上に掲載または広告主宛の通知によって、最新の状態をご確認できます。

第 16 条(準拠法)

本規約は日本国法に準じて解釈されるものとします。

制定日 2017年2月1日

改定日

株式会社 M h 沖 縄